

2025 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 Solvvy 株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 慶高
(コード番号：7320 東証グロース)
問 合 せ 先 上席執行役員管理本部長 吉川 淳史
(TEL：03-6276-0401)

特別損失の計上について

当社は、下記のとおり特別損失を計上することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 特別損失発生の経緯

当社は ExtendTech 事業において、教育 ICT 端末の延長保証サービスの運営事務を端末販売元企業から受託しております。本サービスは、損害保険会社からの紹介案件として 2020 年 4 月に開始し、当社は損害保険契約の締結代行や修理受付・手配、保険金請求事務などを担ってまいりました。ExtendTech 事業におけるその他サービススキームと同様に、当社は運営事務のみを行う形態と認識しておりました。一方、本件は案件が紹介された時点で、サービススキーム、保険金支払限度額、料金設定等が、損害保険会社及び端末販売元企業との間で既に決定済みであり、結果として当社に保証リスクが内包されるスキームとなっておりました。

本来、本サービス開始時点で保険金支払限度額を超える修理費が発生した場合のリスク等について評価・精査を行った上で契約締結判断をすべきところ、事業部判断にてリスクヘッジが不十分な内容にて契約締結に至っておりました。

このような状況で、サービスが開始されましたが、児童・生徒による持ち運びの影響、新型コロナウイルスの影響による持ち帰り学習の普及などにより、一般的な PC 端末の故障発生率を遥かに上回り、メーカー修理費用の相次ぐ値上げも相まって、修理件数・修理費用が急増しました。これを受け、故障発生率が突出して高い自治体を中心に、製品欠陥端末の全件免責化、修理可否判定の厳格化、非正規修理の活用などにより修理件数・単価の削減を図ってまいりましたが、当事業年度に修理費用の累計金額が保険金支払限度額を超過するに至りました。

2. 特別損失の内容

保険金支払限度額超過分の負担について、保険会社や全国の地方自治体・学校、端末販売元企業との債権債務関係の協議を進めてまいりましたが、結果として、2020 年 6 月期および 2021 年 6 月

期に締結した保証契約について、所有者や端末販売元企業との債権債務関係が確定していない部分については、回収可能性がないものとして、損失として1,460百万円を計上いたします。さらに、2026年6月期以降、契約期間終了するまでに見込まれる保険金支払限度額超過分について、修理費用高騰なども考慮に加えたうえで、将来の損失として1,337百万円（2026年6月期：1,099百万円、2027年6月期：213百万円、2028年6月期以降：25百万円）を保証損失引当金として計上いたします。

以上により、支払済みの保証損失および将来損失見込額の合計2,797百万円を特別損失として計上いたします。

3. 今後について

本サービスにおける2022年6月期以降に締結した保証契約については、損失計上を要する案件が存在しないことを確認しております。また、同様事案の再発防止に向けた社内調査を継続しており、新たな事実が判明した場合には速やかに開示いたします。

4. 業績に与える影響

2025年6月期の業績については、本日発表いたしました「通期連結業績予想と実績値の差異および配当予想に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当社の手元資金は潤沢にあり、また営業キャッシュフローおよび業績も順調に推移しているため、今後の経営への影響は軽微と見込んでおります。

以 上